

京都市告示第449号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成26年12月12日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
北浦 雄大	白梅町鍼灸接骨院	北区北野下白梅町28-3	平成26年9月3日
松本 暁子	江田鍼灸治療院	左京区田中北春菜町31-2	平成26年9月3日
正岡 英智	かもめ治療院	右京区梅津大縄場町6-6嵐山ロイヤルハイツ6-508	平成26年9月18日
八木 大祐	やぎ整骨院	右京区西京極豆田町5-119	平成26年9月11日
山下 達也	まごころ鍼灸整骨院	右京区梅津北浦町4 サンライズII-1F	平成26年9月16日
田村 周三	まごころ鍼灸整骨院	右京区梅津北浦町4 サンライズII-1F	平成26年9月16日
内藤 美香	御所ノ内治療院	伏見区深草西浦町7丁目67	平成26年9月6日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)